

令和7年度茨城県外資系企業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、優れた人材や技術を有する外資系企業等の集積を促進し、もって雇用やイノベーションの創出、本県経済の活性化を図るため、県内に進出する外資系企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外資系企業等

- ア 外資系企業（我が国の法令に基づいて設立され、外国企業が株式又は持分の3分の1超を所有している法人をいう。）
- イ 外資系企業に準じる企業（外資系企業が株式又は持分の全部を所有している法人をいう。）
- ウ 外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。）

(2) 事務所等

常時1人以上勤務する外資系企業等の事務所、研究所又は営業所等として使用される施設又は施設の区画された部分（ただし、住居、店舗及び宿泊施設を除く。）

(3) 設立経費

- ア 法人設立等の際の市場調査経費
- イ 法人設立等の際の各種届出経費
- ウ 在留資格取得経費
- エ 上記アからウまでに係る通訳・翻訳経費、その他諸経費（旅費、消耗品費等）

(4) 賃料

事務所等を賃借する者が、貸主との間で賃貸借契約を締結し、貸主に対して定期的に支払う賃料（共益費、消費税及び地方消費税相当額を除く。）（賃貸借契約書に記載されている賃貸借期間の開始日から12か月以内（以下「補助対象期間」という。）を補助対象とする。ただし、月の途中で入居した場合にあっては翌月からの賃料に、月の途中で退去した場合にあっては前月までの賃料に、複数月分の賃料を一括して支払う場合にあっては当該賃料を当該複数月数で除した賃料に、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「年度」という。）内の補助対象月数を乗じた額を補助金の対象とする。なお、補助対象期間中に県内において事務所等に移転した場合は、通算で12か月以内の賃料を補助対象とする。）

(5) 研究開発費

外資系企業等の研究開発に係る人件費、外注費、消耗品費、減価償却費等

(6) 共同研究トライアル経費

外資系企業等が県内の大学、研究所、企業等と共同で行う研究開発に係る人件費、外注費、消耗品費等

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助対象経費及び補助率(額)は、次の表のとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助率(額)
茨城県内で新規に事務所等を設立する外資系企業等	設立経費	2分の1以内 (200万円以内)
	賃料	2分の1以内 (240万円以内)
	研究開発費	4分の1以内 (200万円以内)
茨城県内で新規に、県内の大学、研究所、企業等と共同で研究開発を行う外資系企業等	共同研究トライアル経費	上限 200 万円

(注1) 補助対象経費には、原則として消費税及び地方消費税並びに外国の付加価値税は含まない。

(注2) 補助額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項のほか、補助対象者は次の各号の全てを満たす事業者とする。

(1) 次に掲げる事業の全てに該当しない事業者であること。

ア 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定するもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第4項から第11項まで及び第13項に掲げる営業に係るもの

ウ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの

(2) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。

(3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 既に茨城県外資系企業等補助金(前年度からの継続事業を除く。)の交付を受けたことがないこと。

(6) 重複する他の補助制度の交付対象となっていないこと。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請の内容を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要がある

ときは、条件を付するものとする。

- 3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ期間）

- 第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から20日以内とする。

（補助事業の内容変更等）

- 第7条 第5条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助金交付決定内容変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の減少に係る変更については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更・中止・廃止承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（現地調査等）

- 第8条 知事は、必要に応じて補助事業に係る現地調査を実施するほか、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

- 2 前項の場合においては、補助事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

（概算払）

- 第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

- 第10条 補助事業者は、各年度の補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

- 第11条 知事は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めると

きは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者
に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 知事は、補助事業者が以下の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の
全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により、交付決定を受けたとき

（2）この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用が
あるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し、速やかにその
旨を補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取
消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、補助事業
者に対してその返還を命じなければならない。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を
超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 知事は、前条第1項の規定による取消しに関し、補助事業者に対し補助金の返還を命
じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補
助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額
を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合を乗じた金額に相当する加算金の納
付を併せて命ずるものとする。

4 知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったと
きは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額（その一部を納付した
場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年 10.95
パーセントの割合を乗じた金額に相当する延滞金の納付を併せて命ずるものとする。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、当該補助事業が
完了した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。